

病院・診療所・歯科診療所・助産所・薬局 管理者の皆さまへ

～医療機能情報提供制度、薬局機能情報提供制度についてのお知らせ～

令和6年1月から

医療機能情報・薬局機能情報に関する都道府県知事への
オンライン報告はG-MISで行うようになります！

- 各都道府県の医療機能情報・薬局機能情報サイトは令和6年4月に統合され、全国の病院・診療所・歯科診療所・助産所・薬局を検索できるサイトになります。
- 令和5年度のオンラインによる定期報告は令和6年1月から、G-MISで行うようになります。

■ G-MISへのログインに必要なIDはいつごろ提供されますか？

令和6年1月より開始される定期報告に向けて、オンラインで報告を行う機関に対しては令和5年10月末頃より段階的にIDの配布が行われる予定です。

IDの配布にあたり実施していただく作業の詳細は令和5年度に改めて周知いたします。

■ 全ての病院・診療所・歯科診療所・助産所・薬局が対象ですか？

全ての病院・診療所・歯科診療所・助産所・薬局は医療法第6条の3及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第8条の2の規定に基づき、都道府県知事へ報告を行う必要があります。なお、G-MISを利用せず紙の報告書を都道府県に提出することによる報告も可能です。

■ どのような報告項目がありますか？

報告項目は、以下の二次元コードから厚生労働省ホームページをご参照ください。なお、報告項目は、法令で定める事項の他、都道府県が独自に定めている場合があります。

参考

◆ 厚生労働省ホームページ



(医療機能情報提供制度)



(薬局機能情報提供制度)



(G-MIS)